重要事項説明書

福祉用具貸与事業／介護予防福祉用具貸与事業
特定福祉用具販売事業／特定介護予防福祉用具販売事業
住宅改修工事

1 事業者

事業者名	有限会社 いづろ小田原糸店	代表者氏名	代表取締役 小田原喜久雄
本社所在地	〒892-0827 鹿児島県鹿児島市中町5番1号		
電話番号	099－222－2097	FAX番号	099－223－4066

2 事業所

(1) 事業所の概要

事業所名	ケアショップ小田原		
事業所所在地	〒892-0827 鹿児島県鹿児島市中町5番1号 小田原ビル2階 ※モスバーガーマルヤガーデンズ前店 2階 です。		
電話番号	099－222－2097	FAX番号	099－223－4066
		営業日	月曜～土曜
		営業時間	午前9時～午後6時
		定休日	日曜・お盆(8/13～8/16) 年末年始(12/31～1/3)
		介護保険指定事業者番号	鹿児島県指定 4670101262 号
		事業所開設年月日	平成9年9月1日
		指定区分	指定
		生活保護	対応可能
		訪問サービス等利用者負担助成制度	対応可能
管理者名	代表取締役 小田原喜久雄	法令遵守責任者	代表取締役 小田原喜久雄
相談苦情担当者名	ケアショップ小田原 店長 小田原 喜平衛	虐待防止に関する責任者	社会福祉士 小田原 喜平衛
事業実績	鹿児島市紙おむつ給付等事業 担当 平成17年、平成18年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年		
介護保険サービス提供地域	通常の実施地域は、鹿児島市内とする。但し、下記の住所は除きます。 【桜島地区】【松元地区】【郡山地区】【喜入地区】につきましては除かせていただきます		

(2) 運営の方針と特色

運営の方針	ご利用者様の立場に立った対応を行い、要介護状態の軽減や悪化の防止、要介護状態になることの予防の他、利用者を介護する家族等の負担の軽減に資することを運営の方針とします。
特色	ご利用者様の立場に立った対応をモットーに、暮らしのお手伝いとして、大人用紙おむつの宅配、福祉用具レンタル、介護用品販売、住宅改修工事のトータルサービスを展開しています。また、販売店としてだけでなく、介護・福祉の相談窓口としても対応できるよう、資格を持った専門スタッフを配置しております。

(3) 事業所の職員体制

管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
福祉用具 専門相談員	1 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に選定されかつ使用されるよう専門的知識に基づき相談に応じます。 2 目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ます。 3 貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行います。 4 利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用していただきながら使用方法の指導を行います。 5 利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行います。 6 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が新規に必要な理由が記載されるとともに、居宅介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合はその理由が居宅サービス計画に記載されるように、福祉用具の適切な選定のための助言、情報提供を行うなど必要な措置を講じます。	常勤 換算 2名以上 管理者 兼務
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	若干名

(4) 事業所のその他有資格

福祉用具 プランナー	福祉用具プランナーとは、福祉用具を必要とする高齢者や障害者に対し、必要な福祉用具の選択を援助、適切な使用計画を策定、利用の支援、及び適用状況をモニター・評価まで行うことのできる専門家です。	常勤 1名
福祉住環境 コーディネーター 2級	福祉住環境コーディネーターとは、高齢者や障害者に対して住みやすい住環境を提案するアドバイザーです。医療・福祉・建築について体系的で幅広い知識を身につけ、各種の専門職と連携をとりながらクライアントに適切な住宅改修プランを提示します。	常勤 1名

社会福祉士	社会福祉士とは、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者です。	常勤 1名

3 福祉用具貸与（福祉用具貸与事業／介護予防福祉用具貸与事業）

(1) 事業の目的

指定 福祉用具貸与	日常生活上の便宜を図ること 機能訓練に資すること 介護する者の負担の軽減を図ること	指定介護予防 福祉用具貸与	生活機能の維持又は改善を図ること

(2) 種目及び品名

種目	1. 車いす　2. 車いす付属品　3. 特殊寝台　4. 特殊寝台付属品　5. 床ずれ予防用具 6. 体位変換器　7. 手すり　8. スロープ　9. 歩行器　10. 歩行補助杖 11. 認知症老人徘徊感知機器　12. 移動用リフト　13. 自動排泄処理装置
品名	別添目録のとおり

(3) 利用料及び利用者負担額

利用料	別添目録のとおりです。表示金額は税込１ヶ月単位の料金です。
利用者 負担額	公的介護保険の適用がある場合には、レンタル料から保険給付額を差し引いた差額分を支払うものとします。

(4) 料金の算定

レンタル料は１ヶ月単位で計算します。毎月月末を契約満了日とし、契約満了日までに契約終了の申し出がない場合は、更に1ケ月間自動的に同一内容で更新されたものとします。以後についても同様です。ただし、月中の契約開始、契約終了につきましては以下の通りとなります。

開始月	レンタル開始日が開始月の 15 日以前の場合･･･月額レンタル料全額 レンタル開始日が開始月の 16 日以降の場合･･･月額レンタル料１／2相当額
終了月	レンタル開始日が開始月の 15 日以前の場合･･･月額レンタル料１／2相当額 レンタル開始日が開始月の 16 日以降の場合･･･月額レンタル料全額
開始月と終了月が同じ場合	月額レンタル料全額

(5) お支払方法

1. お支払い方法は、原則2ヶ月に1度(奇数月)の集金とさせていただきます。
2. 集金でのお支払いに不都合のある場合は、鹿児島銀行又は郵便局への振込みをご案内します。

集金の場合	末締めの末払いです。2ヶ月に１度(奇数月)の集金とさせていただきます。電話でご連絡したのちお伺いいたします。併せて、定期点検等を行います。		
振込の場合	末締めの翌月末払いです。 毎月 10 日迄に前月分の請求書を発送しますので月末までに指定口座へお振込みください。 振込みの際の送金者名は、ご家族でなく、ご利用者の名前にてお振り込みください。 領収書については、金融機関の発行する振込明細（ないし振込履歴）は公的証明力が高いため、これが領収書の代わりとなります。なお、振込手数料についてはお客様でご負担下さい。		
■鹿児島銀行	本店　普通　626928	■ゆうちょ銀行	【店名】七八八（読みナナハチハチ）

	有限会社いづろ小田原糸店 ユ)イヅロオダハライトテン		【店番】788 普通 1550405 ケアショップ小田原

(6) 物件の引き渡し・回収について

物件の引き渡し・回収につきましては、ご利用者様のご希望される日時・場所を伺い調整いたします。

(7) 物件の引渡し及び返還に伴う費用の負担

以下の場合には別途費用が発生します。金額につきましてはその都度、状況に応じ算出させていただきます。
これらの費用につきましては公的介護保険の適用はありません。搬入時及び搬出時に現金にてお支払ください。

①. ご利用者様の都合による貸与品の移動作業費等
②. 介護保険サービス提供地域以外の地域への交通費等
③. 福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等の特別な措置に要する費用

(8) ご利用者様の禁止行為と通知義務

1. 次の行為に関しては禁止いたします。
①. 物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れたり、その他所有者の所有権を侵害するような行為。
②. 物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること 。
③. 物件を第三者に転貸し、ご利用者様以外の者の使用に供すること。
④. 契約に基づくご利用者様の権利、地位を第三者に譲渡すること。
2. 次の事項に関しては、早急に連絡し指示に従ってください。
①. 使用者の急激な体調の変化等、使用者の身体に関する不測の事態があったとき。
②. ご利用者様の住所または使用場所を変更したとき。
③. 物件に不具合、故障が発生し、または物件が滅失または破損したとき。
④. 物件の不具合、故障に伴い、事故が発生したとき。

(9) 期間中の交換、修理について

1. 納品された物件が次のいづれかに該当する場合、無償で同等の物件への取り替えを行います。
①. カタログ記載の内容と相違する場合。
②. 契約内容と相違する場合。
③. 取扱説明書通りの機能を発揮しない場合。
2. 物件を納品した後、正常に作動しなくなった場合、事業者が負担にて物件を修理または交換するものとします。
3. ただし、ご利用者様やご家族などが事業所や事業所のサービス従業者の指示・依頼に反する行為または物件の取扱説明に反した使用によって、交換、修理を要する場合は、その生じた費用を請求いたします。

(10) 返還時の滅失、破損について

1. 物件の返還にあたり、物件を原状に回復するものとします。ただし、自然の損耗はこのかぎりではありません。
2. ご利用者様やご家族などが事業所や事業所のサービス従業者の指示・依頼に反する行為または物件の取扱説明に反した使用によって、滅失(修理不能の場合も含む)、破損した場合は、損害を請求いたします。費用については滅失の場合は代替商品の購入代金相当額を、破損の場合は修理代金相当額を基準といたします。

(11) 衛生管理等について

1. 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
2. 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
3. 回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管します。なお、上記の福祉用具の保管又は消毒に係る業務は、株式会社日本ケアサプライ及び株式会社パラマウントケアサービス及び株式会社レンタコム及び株式会社ニシケンに委託して行います。また、当該委託先事業者の業務の実施状況

について１年ごとに確認し、その結果等を記録します。

（12） 試用期間について

1. サービスの利用を前提として、機種を選定するための試用期間を設けます。
2. 試用期間は納品日を含め１週間日以内を限度とします。
3. 開始日は、試用期間終了日翌日とします。ただし、状況により納品日に遡って開始日とする場合がございます。
4. 商品の特性上および在庫状況により、試用できない商品もございます。都度ご確認ください。

（13） 一時保留について

1. 医療機関へ入院している期間や、特定施設への入所している期間は、公的介護保険の適用を受けることができません。公的介護保険の適用を受けることができない期間の費用は、全額自己負担となります。ただし、事前にご連絡いただいた場合は、一時保留を講じることができます。
2. 保留期間の算定は、利用料の算定に準じます。半月ごとに算定し、最大は2ヶ月間までとします。ただし、物件によっては最大1ヶ月までとするものもあります。
3. 保留の開始日と終了日は、入院日、退院日、入所日、退所日等の発生日からとし、通知日をもって処理となります。月を遡っての処理ができませんので、入院、退院、入所、退所がわかり次第ご連絡ください。
   なお、短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）期間は在宅扱いのため、保留対象外となります。

（14） 終了・解約・解除について

1. 次の場合は、発生日に遡ってサービスを終了いたします。
   ①. ご利用者様が亡くなられた場合。
   ②. 地震・噴火等の天災、ご利用者様やご家族などの責任によらない事由により物件が滅失又は破損し使用できなくなった場合。
2. 次の場合は、通知をもって通知したときからサービスを解約することができます。
   ①. ご利用者様の状態等の変化により物件が不要となった場合、物件の変更が必要となった場合。
   ②. 保留期間を超える入院や入所等、契約を継続をすることができない特別な事情が生じた場合。
   ③. 事業所の都合でサービスを終了する場合や人員不足等、やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合。ただし解約する1ヶ月前までに文書で通知する。
3. 次の場合は、通知をもって通知したときから契約を解除することができます。
   ①. レンタル料の支払いを2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合。
   ②. ご利用者様やご家族などが事業所や事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
   ③. 事業者の正当な理由のない債務不履行、不法行為が生じた場合。
4. 契約解除した場合、物件は直ちに回収し、併せて未払いレンタル料その他の金銭債務全額を請求します。理由もなく、物件の返還が遅れたときは、終了日の翌日から物件の返還が完了した日までの損害金を支払うものとし、1ヶ月当たりの損害金は月額レンタル料相当額とします。この場合、1ヶ月に満たない端数があっても日割計算はせず、端数が15日以内の場合は月額レンタル料の1/2相当額、端数が16日以上の場合は月額レンタル料相当額が適用されます。また金銭の支払いを怠ったときは、支払うべき金額に対して支払期日の翌日からその完済日まで、年14.6パーセント（1年に満たない端数期間については、365日の日割計算とします）の割合による遅延損害金がかかります。

（15） 事業者の損害賠償責任

1. 事業所の責めに帰すべき事由により、ご利用者様やご家族に対し、身体を傷つけ、その財物を破損した場合は、協議のうえ、その損害を賠償します。
2. ただし次の場合は、事業所の責任は負えないものとします。
   ①. ご利用者様の急激な体調の変化等、身体に関する不測の事態に起因して事故が発生した場合。
   ②. ご利用者様やご家族などが事業所や事業所のサービス従業者の指示・依頼に反する行為または物件の取扱説

明に反した使用、あるいはこれらの者の不実の告知に起因して事故が発生した場合。

③. 地震・噴火等の天災、公権力の行使等、事業所及び所有者の責によらない事由に起因して事故が発生した場合またはレンタル契約が継続不可能となった場合。

4 特定福祉用具販売（特定福祉用具販売事業／特定介護予防福祉用具販売事業）

（1） 事業の目的

指定特定 福祉用具販売	日常生活上の便宜を図る 機能訓練に資する 介護する者の負担の軽減を図る	指定特定介護予防 福祉用具販売	心身機能の維持回復を図る 生活機能の維持又は向上を目指す

（2） 種目及び品名

種目	腰掛便座、入浴補助具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分、自動排泄処理装置の交換可能部品、
品名	別添目録のとおり

（3） 費用及び利用者負担額

販売費用	別添目録のとおりです。
利用者 負担額	公的介護保険の適用がある場合には、レンタル料から保険給付額を差し引いた差額分を支払うものとします。

（4） お支払方法

お支払い方法は、物件の受け渡し時に、現金にてお支払いいただきます。

（5） 物件の引き渡しについて

物件の引き渡しにつきましては、ご利用者様のご希望される日時・場所を伺い調整いたします。

（6） 物件の引渡し及び返還に伴う費用の負担

以下の場合には別途費用が発生します。金額につきましてはその都度、状況に応じ算出させていただきます。
これらの費用につきましては公的介護保険の適用はありません。搬入時及び搬出時に現金にてお支払ください。

①. 介護保険サービス提供地域以外の地域への交通費等

②. 福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等の特別な措置に要する費用

5 住宅改修工事

（1） 種目及び品名

種目	手すりの取り付け、段差の解消、滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、その他住宅改修工事に付帯して必要となる工事
内容	別添見積もりのとおり

（2） 費用及び利用者負担額

工事費用	別添目録のとおりです。
利用者	公的介護保険の適用がある場合には、レンタル料から保険給付額を差し引いた差額分を支払う

負担額	ものとします。

（3） お支払方法

お支払い方法は、工事完了後に、現金にてお支払いいただきます。

6 介護保険サービスの提供に当たって

（1） 福祉用具専門相談員の禁止行為

福祉用具専門相談員はサービスの提供に当たって、次の行為は行えません。

①. 医療行為。

②. ご利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり。

③. 提供するサービスに付随しない行為（掃除、買い物代行など）。

④. その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為。

（2） 身分証携行義務

福祉用具専門相談員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

（3） サービスの提供に当たって

1. サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

2. 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

3. 福祉用具専門相談員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

（4） 心身の状況の把握

指定福祉用具貸与の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

（5） 居宅介護支援事業者等との連携

1. サービスの提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

2. サービスの内容が変更された場合やサービスが終了した場合は、速やかに居宅介護支援事業者に通知します。

（6） サービス提供の記録

1. 指定福祉用具貸与の実施ごとに、その貸与の開始日及び終了日、種目及び品名、利用料、福祉用具の使用状況（修理、点検結果等を含みます。）等についての記録を行うこととし、その記録はサービス終了日から 2 年間保存します。

2. 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

（7） 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①. 虐待防止に関する責任者を選定しています。

②. 成年後見制度の利用を支援します。

③. 苦情解決体制を整備しています。

④. 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

（8） 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

1. 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
2. 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
3. また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
4. 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

（9） 個人情報の保護について

1. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
2. 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
3. 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

（10） 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

緊急時の連絡先

有限会社いづろ小田原糸店　介護事業部　ケアショップ小田原　099-222-0912
店長　小田原喜平衛の携帯　090-7448-4556

（11） 事故発生時の対応方法について

1. 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
3. 事業者は、東京海上日動火災株式会社の居宅介護事業者賠償責任保険に加入しています。

（12） サービス提供に関する相談、苦情について

迅速・適切な対応を心がけておりますが、万一 不満や苦情がおありでしたら、遠慮なくお申し付けください。下記の相談又は苦情に対する窓口までご連絡をお願いいたします。

有限会社いづろ小田原糸店　介護事業部　ケアショップ小田原　　TEL099-222-2097　担当者：小田原喜平衛

鹿児島市介護保険課　鹿児島市山下町11番1号　　TEL099-216-1277

鹿児島県国民健康保険団体連合会　鹿児島市鴨池新町7番4号（県市町村自治会館内）　　TEL099-213-5122